

こども青少年・教育委員会行政視察概要

1 視察月日 令和6年7月22日（月）～7月24日（水）

2 視察先及び視察事項

（1）北海道旭川市

いじめ防止対策「旭川モデル」について

（2）北海道東神楽町

子育て支援の取組について

（3）北海道札幌市

ア えほん図書館について

イ 札幌市図書・情報館について

（4）社会福祉法人麦の子会（北海道札幌市）

障害児通所支援の取組について

3 視察委員

委員長	麓	理 恵
副委員長	横 山	勇太郎
同	望 月	康 弘
委 員	おさかべ	さやか
同	黒 川	勝
同	福 地	茂
同	竹野内	猛
同	田 中	ゆ き
同	伊 藤	くみこ
同	古 谷	靖 彦
同	坂 本	勝 司

視察概要

1 視察先

北海道旭川市

2 視察月日

7月22日（月）

3 対応者

議会事務局長（挨拶）

議会事務局議会総務課課長補佐（説明）

いじめ防止対策推進課長（説明）

学校教育部主幹付副主幹（説明）

4 視察内容

いじめ防止対策「旭川モデル」について

ア 取組の概要

旭川市では、市長部局が学校・教育委員会と一体となって、いじめの未然防止・早期発見・重大化の防止を図るため、令和5年4月に市長部局に「いじめ防止対策推進部」を新設し、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を推進している。首長部局のいじめ防止対策専門部署としては、全国初の組織体制となっている。旭川モデルとは、いじめ防止対策に係る情報・執務場所・支援方針を一元化し、被害児童生徒に寄り添った迅速な対応により、問題の早期解決を図る取組である。

イ 取組の内容

（ア）いじめの積極的な把握

a 専門職を配置した相談窓口の設置

令和5年4月から、心理・福祉・教育の資格を持つ専門職を配置したいじめ・不登校専門の相談窓口を開設した。学校を通さずに児童生徒や保護者等から、直接相談・通報に応じ、心理面や福祉面の支援を実施している。

b 多様なツールによる児童生徒や保護者からの相談・通報対応

（a）子どもSOS電話相談

令和5年6月から、いじめや不登校など、子供の悩みや不安などの相談に対応する専用フリーダイヤルを開設した。相談には、福祉や教育等の専門資格や実務経験を有するいじめ

対策支援員が対応する。

(b) 子ども SOS 手紙相談

令和5年7月から、市内小中学校の全児童生徒に手紙で相談できる返信はがきつきのチラシを年3回配布するほか、市内の小学校・中学校・高等学校や公共施設、商業施設などに配架している。手紙相談を受け付けたときは、原則として、面談により相談者から相談を受けることとしている。

(c) チャットによるいじめ相談

令和5年8月から、学校貸与のタブレットや個人のスマートフォンからチャットで相談できる専用のWebアプリケーションを北海道内で初めて導入した。市内小中学校在籍の小学5年生から中学3年生までを対象としており、チャットの送信は24時間365日受付、返信は平日午後5時から午後10時までに対応している。なお、相談には、委託先の専門相談員が対応する。

c 学校からのいじめの疑いを含めた事案の全件報告（教育委員会）

いじめの疑いを含む全ての事案について、月1回、学校から教育委員会に報告する取組を実施している。重大化のおそれのある事案を「困難ケース」と位置づけ、学校はいじめ認知後即時に教育委員会に報告する。報告内容をいじめ防止対策推進部と共有し、迅速な初動対応につなげるとともに、週1回対応状況等を報告する取組を実施し、重大化の防止につなげている。

d いじめアンケート調査（教育委員会）

市立小中学校において、全児童生徒を対象に、年3回のいじめアンケート調査のほか、定期的なストレスチェック（令和5年度から実施）と教育相談を実施している。

(イ) 情報の一元化と迅速な初動対応

児童生徒・保護者等からの相談・通報事案や、学校から教育委員会への報告事案（困難ケース）については、事案受付後直ちにいじめ防止対策推進部において、情報共有・一元管理を行っている。また、緊急対応が必要な困難ケースについては、緊急支援チーム（事務職員・指導主事・専門職）の学校派遣を行っているほか、週1回のいじめ対策会議では、部内全職員が参加し、事案対応の状況を確認の上、対応方針を協議している。

(ウ) 児童生徒への継続的な支援

a 被害児童生徒・保護者への聴き取り・心のケア

市の相談窓口で相談があった事案への対応に当たっては、心理や福祉の専門職が被害児童生徒や保護者の意向に寄り添い、保護者への聴き取りによる福祉面の支援や被害児童生徒の心のケアを行うなど、問題解決に向けて、いじめの解消まで継続的にきめ細かな支援に取り組んでいる。

b 学校・教育委員会との連携によるきめ細かな支援

市長部局が学校・教育委員会と連携・調整しながら、被害児童生徒の学習支援や安全確保のための見守り体制の強化、加害児童生徒への指導、保護者への適切な情報提供など、学校の組織的な対応の強化と、学校だけでは対応が難しい事案への適切な対処といじめの解消、重大化の防止や再発防止に向けた支援を行っている。

(エ) 地域との連携によるいじめ防止対策の推進

市民協働により、地域社会全体でいじめ防止対策を推進するため、いじめ防止対策に係る市民向け説明会や子供に関わる団体や事業所、地域の活動団体向けのいじめ防止対策出前講座を実施している。また、令和6年度からは、同出前講座を受講し、いじめ防止や非行防止等の青少年健全育成につながる活動に取り組む団体などを「サポーター」として認定し、活動を支援する。

ウ 取組の成果

旭川モデルに取り組んだ結果、令和5年度のいじめ認知件数は前年度比で3.6倍増加し、6147件となった。これについては、同年から実施している全件報告やいじめアンケートの取組などにより、学校現場におけるいじめ見逃しゼロの意識向上が図られたことも一因と考えられる。

また、令和5年度のいじめ相談件数については、前年度比で50.5倍増加し、101人となった。これについては、同年からいじめ・不登校専門の相談窓口の設置や電話・手紙・チャット等の多様なツールを活用した相談しやすい環境の整備により、相談件数が大幅に増加したものと考えられる。

エ 質疑概要

Q 令和5年度に施行された旭川市いじめ防止対策推進条例について、条例の肝となっている部分はどこか。また、条例制定の効果はどのようなものがあるか。

A 条例の大きな特色としては、児童生徒の心構えについて、児童

生徒の考え方を取り入れながら策定している点である。人権尊重や思いやりのほか、いじめが重大な人権侵害であり、その防止に児童生徒が主体的に取り組むよう努めること等を基本としている。効果については、いじめ認知件数が大幅に増えていることや、教職員や市の機関にいじめ相談が積極的にされるようになったこと等が挙げられる。

Q 旭川モデルについて、いじめの対応を学校に任せるのではなく、市長部局に対応する部署を設置したことが大きな特徴だと思うが、本件に対する現場の受け止めはどうか。

A 本モデル開始前は、様々な受け止め方を想定していた。そのため、この1年間は、市長部局もなるべく学校現場に足を運ぶようにし、市長部局として支援できることを学校側と膝を突き合わせて会話するようにした。その結果、学校から頻繁に情報が入るようになり、意識が変わってきたと感じている。

Q 市長の肝煎りで立ち上がったと思うが、予算はどのくらいか。

A 今年度は、2事業について、市長部局は約4500万円、教育委員会は約1300万円となっている。また、こども家庭庁のモデル事業に昨年度から手を上げ、採択されている。昨年度の委託料の歳入充当額は約1800万円、今年度は2500万円の見込みとなっている。

Q 本モデル開始以前は、市長部局には予算はなかったのか。

A いじめ・不登校の相談事業はあったが、予算はわずかであった。現在は体制を整え、予算としては純増した。

Q いじめ認知件数が増えているが、どの事象からをいじめとして認知しているのか。また、いじめ対策を強化することにより児童生徒が萎縮するなどの影響はあるか。

A 児童生徒はもちろんだが、保護者も加害側となった際に「いじめなんですか」という受け止めをされる場合がある。そのため、学校を通じてではあるが、リーフレット等を用いていじめの法的定義等の説明を行っている。また、国の方針にもあるが、実際の対応の際には、いじめという言葉によって家庭から抵抗感が出ないよう配慮している。

Q 市長部局にはいじめ対策支援員、いじめ対策心理士を配置し、学校側にはいじめ対策コーディネーターを配置しているが、役割分担はどのようになっているか。

A いじめ対策支援員については、スクールソーシャルワーカーの役割を担っている。いじめ対策心理士については、学校のスクー

ルカウンセラーに加えて、より専門的な相談に対応するために配置している。いじめ対策コーディネーターについては、管理職経験を生かし、退職した校長先生を充てている。

Q こども総合相談センターは児童相談所の機能もあるのか。

A 旭川市では児童相談所は有しておらず、市内に道立の児童相談所がある。こども総合相談センターはこども家庭センターの役割を有している。

Q 弁護士はどのような役割を担っているのか。

A 当初は常勤で一緒に仕事ができればと考えていたが、地方は弁護士が少ないので、常勤ではなく、案件によって助言をいただく形としている。他の活用方法についても、弁護士と相談しながら検討を進めているところである。

Q 令和6年6月のいじめ問題再調査委員会の報告書概要提出を受け、今後、再発防止対策等で大きく見直す点はあるか。

A 今後、同委員会から再発防止を含めた提言をいただく予定となっており、受け取り次第、再発防止策を検討していく。

Q 寝屋川市も市長部局でいじめ防止対策の部署を置いていたと思うが、どのような違いがあるのか。

A 市長部局でいじめ防止対策の部署を置いている自治体は、仙台市、大津市等複数あるが、旭川市は同じ場所で一体的に業務を行うという点において、全国初とした。

Q いじめ認知件数について、文部科学省に報告している件数とは異なるとのことだが、どのような違いがあるのか。

A 文部科学省とは集計方法が異なっている。当市の集計では約1700件であるが、文部科学省の集計では約1490件となっている。

Q 集計方法の違いをどのように捉えているのか。

A 文部科学省の集計方法は、対象生徒ごとに1件とカウントしているが、当市では同じ生徒であっても複数回の事案があれば事案ごとにカウントしている。

Q チャットの活用について、例えば「親にも言えないような相談事がありますか」など、子供に対し積極的な働きかけ等を行っているのか。

A チャットは、スタンドバイという会社のアプリを活用している。「相談しませんか」など、一斉に働きかけを行う方法も検討したが、実施には至っていない。導入当初はチャット相談が多く寄せられたが、現在は落ち着いてきている。今後も検証を続け、利用

促進を図りたい。

Q チャットの返信時間を平日の午後5時から午後10時までに設定しているが、意図は何か。

A 日中は電話相談窓口を設けているため、それを補完する意図で設定している。これまでは昼間の相談が多かったが、今年度からタブレットの持ち帰りが可能となったので、在り方については引き続き検証したい。

Q 被害者側といじめ被害を見ていた側とでは、通報割合はどちらが多いか。

A 圧倒的に被害者側からの通報が多い。いじめ被害を見ていた側からの通報は数件程度である。

Q こども総合相談センターに相談があった場合、学校への共有のスピード感はどの程度か。

A 原則即日中、遅くとも翌日までには共有している。

Q チャット相談について、匿名としている理由は何か。

A 現在使用しているアプリのもともとの仕様が匿名相談となっている。チャット以外では、アンケートにQRコードを掲載し、実名でも連絡が届くようにした。

Q チャット相談が何往復かに及んだ場合、やりとりはどのように行っているのか。

A 委託先はマニュアルに基づいて対応しているが、機械的なやりとりとなってしまう場合もあり、試行錯誤しながら改善に向けて検討している。

Q チャット相談の対象を小学校5年生からとした理由は何か。

A 検討の結果、小学校5年生からであればチャットを使った相談がしやすいだろうということで設定した。ただ、最近はもう少し低学年からチャットを扱っているようなので、検討は継続したい。

Q 情報管理はどのように行っているのか。

A 市長部局への相談については、今年度からキントーンを使って情報共有している。また、週1回の学校・市長部局の会議で気になるケースは共有している。

Q 情報の分析は行っているのか。

A どういう傾向があるのかという統計はとっているが、分析まではできていない。傾向としては、SNS関連の事案が増えている。

Q ストレスチェックの実施と結果に対する対応は誰が行っているのか。

- A ストレスチェックのツールについては、北海道教育委員会が開発したものを活用している。学校側で結果の分析を行い、気になる児童生徒がいた場合については、教職員が対応している。
- Q いじめを見逃さないように大人がきちんと把握していくことが大切ではあるが、最終的には子供同士が解決することが大切だと思う。見解を伺う。
- A おっしゃるとおりだが、今の子供は関係性が希薄であり、教職員の関与が必要な場合が多い。表面的に解決したように見えても、解決できていないことがある。児童生徒の主体的な取組が必要と考えているので、各学校のよい取組を共有する等の対応をしている。
- Q 電話相談、手紙相談、チャット相談のうち、どれが効果的か。
- A 電話相談が一番多く、保護者・親族からの相談に偏っている。ツールを増やしたが、児童生徒からの相談内容は、学校の方で既に把握しているケースが多い。
- Q 相談によりいじめを認知できた割合はどの程度か。
- A 厳密な割合は集計していないが、保護者からの相談をきっかけにいじめを把握したケースはある。昨年度は、不登校など重大事案が10事案あった。
- Q いじめの困難ケースはどの程度あるのか。
- A 全認知件数約6000件のうち、約180件が困難ケースとなっている。
- Q 困難ケースについては、どのような形で対応しているのか。
- A 例えば、SNSで画像が共有される事案があったが、学校、警察と迅速に連携することで、被害が拡大せずに対応できている。
- Q 通学地域が横浜市よりも大きいと思うが、スクールバスは導入しているのか。
- A スクールバスの導入はほとんどない。
- Q 登下校の際、地域で子供の様子を見守ることはしているのか。
- A 地域の見守りの方が、交差点で子供に声掛けをしている。
- Q 一番遠い子供はどの程度の距離を通学しているのか。
- A 約2～3キロは歩いている。
- Q いじめアンケート調査について、回収した教職員によっては、教職員と生徒の関係で水面下に落ちてしまうことがあるのではないかと懸念しているが、問題にはなっていないか。
- A 特段問題にはなっていない。アンケート結果については、担任

だけではなく、複数の教職員で見えるようにしている。

Q いじめ対策について、網の目を細かくしていることへの教職員の受け止めはどうか。

A いじめについて、学校現場の方でもしっかりやっていかなければならないという意識になっている。いじめ防止対策推進法にも規定があるように、いじめの疑いに関する情報をしっかりと共有し、担任が抱え込まないようにしていきたいと考えている。

Q いじめ認知件数が増えたが、加害者は被害者の数倍いるのではないか。加害者も認知されているのか。

A 学校から教育委員会に提出される報告書様式には、加害者に関する項目もあるため、把握している。

Q 旭川市いじめ防止対策推進条例について、加害者に対する抑止力について議論したのか。

A 当然議論はしたが、いじめをどのように捉えるかについては、非常に難しい部分があると考えている。また、保護者と学校との関係で言えば、被害者側の保護者が学校に強く言うこともある一方で、加害者の保護者からはそんなことはないと言われることもあり、こうした対応については今後の課題と考えている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(旭川市議会議場にて)

視察概要

1 視察先

北海道東神楽町

2 視察月日

7月23日（火）

3 対応者

東神楽町議会議長 （挨拶）

東神楽町副町長 （挨拶）

議会事務局長 （説明）

こども未来課長 （説明）

こども未来課長補佐 （説明）

4 視察内容

子育て支援の取組について

ア 東神楽町の概要

東神楽町は、北海道のほぼ中央に位置する人口1万人ほどの自治体である。真冬にはマイナス20度を下回る地域ではあるが、北海道の中では積雪が少なく、自然災害もあまりない。町内は農地や住宅地のゾーニングが明確になされており、住宅地の近くに大型商業施設や学校・病院等が立地し、コンパクトシティを実現している。さらに、旭川空港も立地していることや、北海道第二の都市である旭川市や観光地で有名な美瑛町・富良野市にも近いことから、自然と都市が調和した町と言われている。

また、北海道で一番住みやすい町としても有名であり、平成27年の国勢調査では人口増加率が約10%となり、全国10位の結果となった。鉄道や国道もないが、町内で地区別に分かれているコミュニティーにおいて、そこに住む町民自らが積極的に当事者意識を持って政策提案を行っており、活発なコミュニティー活動などによる高い住民愛着度と満足度も人口増加の一因となっている。2017年には、人口増加を実現した東神楽町のこれまでの取組を東神楽流としてブランド化し、様々な施策を5つの「No. 1政策パッケージ」として絞り込み、他の地域の参考事例となるよう、情報提供も行っている。

イ 子育て支援の取組

同町は道内で5番目に面積の小さい町だが、子供の割合は20年連続で道内最大であり、「北の子ども王国・東神楽」と呼ばれるほど、子育て支援や教育の充実に力を入れている自治体として知られている。あらゆる手段を用いて子育て支援に取り組んでおり、移住者も安心して子育てができるよう、様々な取組を行っている。一例としては、

- ・多子世帯の保育園・幼稚園の費用無料の対象要件の大幅緩和
 - ・学童保育（児童クラブ）の利用拡大
 - ・子ども発達支援センターの整備
 - ・町内で生まれた子どもへの「君の椅子」の贈呈
 - ・ワクチン接種無料化や任意予防接種の半額助成
 - ・高校生以下の医療費無料化や病児、病後児の預かり支援
 - ・子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）の設置
- などがある。

さらに、困難を抱える子供の支援として、子ども第三の居場所事業も行っている。主に発達面での課題を抱える小学生を対象に、体験活動や創作活動を通じて、自己肯定感、人の社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むことを目的に実施している。

また、地域一体となった教育にも力を入れており、学校、家庭、地域、学識者から成る学校運営協議会を全ての小中学校に立ち上げ、4者一体となって地域が目指す子供像を明確にしながら、共通理解のもと、各地域の強みを生かせるような特色のある教育に取り組んでいる。

ウ 質疑概要

Q 宅地開発の規模はどの程度か。

A 当初は300世帯程度であったが、その後段階的に増加していった。

Q 移住前の住所地はどこからが多い傾向にあるか。

A 旭川市や近郊の自治体からがほとんどである。大変ありがたい話であるが、一方で、移住者は様々な要望をされるため、その対応が大変になっていることも事実である。

Q 移住に伴う町としてのメリット・デメリットはどのようなものがあるか。

A 金銭的には、東神楽町に移住することがメリットになっていると思う。また、人口増加に伴う経済活性化や歳入の増加はメリッ

トである一方で、学校の教室や公共施設などを人口に合わせて増やす必要があることが懸念点である。将来要する維持管理費等を考えると、急激な人口増加は好ましい状況とは言えない。

Q 子育て世帯を受け入れることについて、元々町に住んでいる方はどのように受け止めているか。

A 市街地以外の地域では、子育てがひと段落しており、残念ながら、同じ条件で子育て施策に税金を支払っていることについて、多少なりともあつれきはあると感じている。ただ、多くの町民は現在の状況を受け入れていると感じている。

Q 教育について、学力調査の結果は特に数学の評価が高いが、何か取り組んでいることはあるのか。また、アンケート調査において人間性も高い数値となっているが、同様に何か取り組んでいることがあるのか。

A いずれも特別な取組を実施しているわけではないが、同町ではコミュニティ・スクールを導入しており、学校、家庭、地域、学識者が一体となって子供の教育に取り組んでいること等が一因となっていると考える。

Q 町民の通勤時間はどのくらいか。また、共働きが多いのか。

A 旭川市内で勤務している町民が多く、通勤時間は概ね30分である。また、お見込みのとおり、共働きが多い状況である。

Q 子育て支援策の中で他自治体と比較して特に力を入れていることは何か。

A 同町では、子育て支援策100と題して支援策をお示ししており、その中でも、高校生以下の医療費無償化などは力を入れている。他には、施策ではないが、地域の方々のサポートが手厚いことも特徴の一つと考えている。

Q 子供が増えることによる課題はどのようなものがあるか。

A 保育園等の受け皿不足により、待機児童が発生した年があったことが挙げられる。

Q 第三の居場所について、発達に課題を抱える子供が増えている状況を受け、事業を始めたのか。

A そのとおりである。また、放課後児童クラブよりも個別支援を望む親の要望に応えるため、設置しているという側面もある。

Q 空き家の利活用は行っているのか。

A 空き家の活用に対する支援ということでは行っていないが、リフォームに対する支援を行っている。

Q 町に高校がないとのことだが、就職等に伴い町に戻ってきけるのか。

A 高校、大学は旭川市内や道内が多いため、行ったきりになるケースがほとんどである。Uターンは少ない一方で、移住者が入ってくるため、人の入れ替わりは激しい。

Q 地域の伝統行事が受け継がれているのか。

A 開拓されてきた町であるため、祭り等はあるが、特筆して伝統行事と呼べるものはない状況である。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(地域世代交流センター「これっと」にて)

視察概要

1 視察先

北海道札幌市

2 視察月日

7月23日（火）

3 対応者

教育委員会中央図書館調整担当課えほん図書館副館長 （挨拶及び説明）

議会事務局政策調査課担当 （挨拶及び説明）

教育委員会中央図書館利用サービス課長 （説明）

教育委員会中央図書館利用サービス課図書・情報館館長 （説明）

4 視察内容

（1）えほん図書館について

ア 施設の概要

えほん図書館は、乳幼児期からの読書のきっかけづくりを目的に、

- ・多くの絵本に囲まれ、乳幼児が絵本を楽しみ、学べる場
- ・乳幼児の読書活動及び読書活動を通じた子育てに関わる人を支援する場

を基本コンセプトとしている。開設費用は、工事費が3億900万円であり、整備費が1億3600万円、運営管理費が5109万円となっている。設備は、書架・閲覧スペースが302平方メートルあり、自動貸出し機が2台、自動返却機が1台、ブックディテクションシステムは2か所に設置している。図書館に置いてある本については、全てICタグを貼りつけており、自動貸出し機はICタグ読み取りによって機能している。自動貸出し機は子供でも簡単に操作できる仕様であるため、貸出し券があれば、自動で貸出し手続をすることができ、カウンターに来る必要はない。返却についても、自動返却機で返却すれば、ICタグを読み取り、処理状況が直ちに返却状態となる。その他の設備として、おはなし会等で使用する体験型活動室（おひさま）やボランティア活動や絵本の修理等で使用するボランティア等活動室（おつきさま）がある。なお、この2つの部屋は仕切りを取り払うことができ、大規模なイベントを行う際に活用している。蔵書数は、開館当初は1万5000冊で開始したが、令和6年4月現在では2万8831冊となっている。蔵書の内容としては、絵本、紙

芝居が中心となっており、超大型本も貸出し可能となっている。また、バリアフリー絵本のコーナーも設けており、点字絵本や布絵本、文字を拡大した拡大絵本なども置いている。一般書については、数は少ないが絵本に関するものをコーナー化している。雑誌については、絵本に関するものを14タイトル置いている。

イ 施設の特徴及び主な事業等

同館は、声を出して絵本を読むことができることが特徴となっている。また、子供目線の低書架や絵本の表紙が見える配架を行っているほか、長く読み継がれる定番絵本を複数揃え、年齢別やテーマ別の絵本のブックリストを提供している。さらに、絵本の楽しさを伝える行事も積極的に実施している。

主な事業としては、0～3歳向けの年齢別おはなし会のほか、図書館デビュー、ぬいぐるみとおとまり会、えほんとわらべうた会、絵本にちなんだ各種ワークショップなどの実施、読書推進プログラム「めざせ！えほんマイスター」の実施、登録ボランティア団体による行事開催の支援、えほん図書館サポーターによる活動などを行っている。

また、利用状況としては、来館者数はまだコロナ禍以前の水準には戻っていないが、回復傾向にはある。

ウ 質疑概要

Q 保育園等の団体利用が減少している理由は何か。

A 令和元年度の減少については、コロナ禍の影響である。令和2年度については、コロナ禍に伴い、利用者制限を実施していたことと併せて、おはなし会を休止していたことが原因と思われる。令和4年度から団体利用を再開しているが、体制等の課題があり、現在は様子を見ているところである。

Q えほんマイスターは何人程度いるのか。また、同マイスターがいることにより、子供の読書時間の変化等の効果はあったか。

A 700人程度である。読書時間については、直接的な効果があるかは不明である。

Q 同館の対象は行政区ではなく、札幌市全域となるのか。また、その場合、他の行政区からの来館についてはどのような状況か。

A 対象は市全域である。利用者は当該区と隣接区の利用者が圧倒的に多い状況となっている。

Q えほんマイスターについて、小さい子供もいるようだが、親が一生懸命読み聞かせしていることが影響しているのか。

- A そのとおりである。同マイスターは何歳からでも挑戦でき、読み聞かせしてもらった絵本は全て該当する。また、小さい子供の絵本は内容が短いので、早く達成することができるというのも影響していると考ええる。
- Q 来館者は親子が多いのか。子供だけで来ることもあるのか。
- A 親子による来館が圧倒的に多い。書籍のほとんどが小学校入学前の子供向けとなっているため、子供だけで来るケースはほとんどない。
- Q 同館を郊外区に設置した理由は何か。
- A 詳細までは把握していないが、他施設の建て替え等との兼ね合いと伺っている。
- Q 中央図書館にも同様の機能はあるのか。
- A 子供向けのコーナーはあるが、同様の機能ではない。絵本の蔵書数については、当館が最も多い。
- Q 他館への絵本の貸出し等の連携は行っているのか。
- A 行っていない。
- Q 小学生対象のイベントは行っているのか。
- A ワークショップの工作の際に、対象を小学校2年生までとする場合がある。
- Q 絵本は保護者や利用者の要望を受けて購入しているのか。
- A 要望を受けての購入はしていない。当館で必要と判断したものを購入している。
- Q 新書について、年間どのくらい購入しているのか。
- A 概ね1000冊である。毎年、新書購入担当の司書が選定している。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(えほん図書館にて)

(2) 札幌市図書・情報館について

ア 施設の概要

札幌市図書・情報館は、「はたらくをらくにする～ビジネスパーソンのための課題解決型図書館～」をコンセプトに、平成30年10月に開館した。平成10年に都市にふさわしい図書館建設に関する陳情が採択されたことを受け、第1次及び第2次図書館ビジョン、まちづくり戦略ビジョン、市民交流複合施設整備基本計画、市民交流複合施設管理運営基本計画を経て、高機能ホール、アートセンター、都心にふさわしい図書館が相互に連携し、一体的に運営していくこととした。同館は、貸出しサービスなどに重点を置いた既存の図書施設とは異なるビジネスや暮らしに関する調査相談・情報提供に特化した課題解決図書館として整備している。

イ 事業の概要と特徴

同館は、関係機関と連携して、仕事や暮らし、文化芸術に関する図書・情報提供を行っている。また、デジタル映像や図書で札幌市交流プラザを訪れる人や市民に札幌の魅力発信も行っているほか、会話可能な空間やIT環境で交流や調べものを支援する知的空間の創出を行っている

主な特徴としては、①限りあるスペースで最大の価値を創り出すため、小説、絵本のコーナーの非設置、②コンセプトを具現化させるための高い提案性を実現するため、司書が創るオリジナルテーマによる棚づくりの実施、③いつでも最新の情報提供ができるよう、図書の貸出しの廃止（館内利用のみ）、④図書、データベース等と並ぶ情報提供手段として、オリジナルセミナーの開催、⑤課題解決型図書館としての課題を解決に導くために、図書館（調査相談、資料、レファレンスインタビュー）と専門機関（資金力、コンサル力、法的知識）の相互連携の実施などが挙げられる。そのほかにも、会話可能なエリアの設置や、ビジネスパーソンの利用に合わせた開館時間の設定、座席予約可能席（ワーキング席、リーディング席、グループ席、ミーティングルーム）の設置などの特徴があり、ビジネスパーソンを支援する図書館となっている。

また、2023年で開館5周年を迎えるに当たり、同年10月6日にリニューアルオープンを行った。コンセプトは変えずに、社会の変化に合わせた本棚の刷新や、一部の座席ではオンラインミーティングを可能とした。

ウ 質疑概要

- Q 本の貸出しをしないとのことだが、図書館の蔵書をコピーすることは可能なのか。
- A 市内の他の図書館と同様に、コピーすることは可能である。コピー機は2台設置してあり、モノクロで1枚10円、カラーで1枚50円と、他の図書館と同様の料金設定としている。また、データベースのプリントについても、著作権の範囲内において、同様にプリントアウト可能である。
- Q 専門機関への相談について、料金は発生するのか。発生する場合、民業圧迫にはならないのか。
- A 日本政策金融公庫や北海道よろず支援拠点等と連携しており、金融公庫等の通常の窓口と同様のサービス内容としているため、民業圧迫とはならないと考えている。相談内容の具体例としては、事業計画書の作成方法などが挙げられる。具体的な融資の話となる場合は、金融公庫を案内する流れとなる。また、税理士会と共同でセミナーを開催した際には、相談会を開催するなどもしている。
- Q 専門機関への相談については、内容に応じて、無料・有料の区分などはあるのか。
- A 運用については、各機関のガイドラインに基づき実施されている。
- Q 中央図書館との蔵書連携・相互検索はあるか。また、国会図書館とのデータベース連携などはあるか。
- A 中央図書館については、同じ市の図書館であるため、相互検索することが可能となっている。連携という視点では、札幌市図書・情報館は書庫が狭いため、一定程度の需要がなくなった書籍については、同館からは除籍するが、廃棄はせずに、他の市内図書館に回送し、貸出し可能な書籍として循環させている。また、国会図書館のデータベースについても検索することが可能となっている。
- Q 日経テレコンや帝国データバンク等の有料データも検索することができるのか。
- A 検索可能となっている。データバンクやマーケティング情報など、約20のデータベースと連携している。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(札幌市図書・情報館にて)

視察概要

1 視察先

社会福祉法人麦の子会（北海道札幌市）

2 視察月日

7月24日（水）

3 対応者

理事長（挨拶）

統括部長（挨拶）

子ども家庭ソーシャルワーク部長（説明）

事務（説明）

4 視察内容

障害児通所支援の取組について

ア 法人の概要

社会福祉法人麦の子会は、1983年に大学生4人で無認可施設としてスタートし、その13年後の1996年に社会福祉法人麦の子会として認可を受けた。同法人の「むぎのこ」は、発達に心配のある就学前の子供に対して、発達の支援を専門的に行う施設であり、「発達支援」「家族支援」「相談支援」「地域支援」の4つを柱に、子供の個性に合わせた支援を行なっている。また、徒歩圏内に事業所が集積しており、地域性の高いエリアで生活を送ることができる。

イ 事業の概要

発達支援では、子供と養育者との愛着関係の形成が大切であり、愛着形成を基盤に、人間関係づくりや自制心・自癒能力の学習につなげていくことが重要となっている。そのため、子供の育ちにくさ、困り感がどこにあるのかを分析し、その子供らしい育ちができるよう、一人一人へのオーダーメイド支援などを行っている。まず、医学的診断、生理的な特性、発達段階、行動観察、クラス環境、家庭環境の聞き取り、子供の心情等、総合的なアセスメントに基づき、その子供に合った支援計画を立て、実施・振り返り・評価・改善を繰り返していく。そして、人・もの・場面・活動の関係から、子供の特徴を理解し、支援することの大切さを職員も学びながら、子供への支援、クラス集団での支援、物的環境の調整、保育・教育体制の整備、保護者への支援を行っている。

家族支援では、家族への心理的支援のほか、メンター的な役割も担っている先輩ママを中心としたホームヘルパーが自宅に行って支援する生活支援などを行っている。また、日中支援だけではなく、短期入所もできるようになっており、養育者に休息が必要などきのほか、家庭内で生活することが難しい場合に治療的な意味で利用することもある。最近では、児童相談所の一時保護委託の場所として利用する子供もいる。

相談支援では、発達に関する相談、子供の障害、不登校・思春期の様々な問題、夫からのDV、妊娠に関する悩み等の幅広い相談について、心理士、看護師、栄養士、保育士などが電話で支援を行っている。また、必要に応じて心理カウンセリングを提供しているほか、ソーシャルワーカーと一緒に支援を提供してくれる他の公的機関へ行くこともある。

地域支援では、保育園や幼稚園、子ども園、学校など子供が通園している場所に行き、専門的な支援を提供している。また、地域全体で困り感のある子供への理解が深まるよう、自立支援協議会子ども部会、子ども子育て会議など、行政も含めた他機関とも連携している。さらに、地域に50以上ある児童発達支援事業所や放課後デイサービスとも連携し、年2回の研修会を実施している。

ウ 質疑概要

Q スタッフの確保はどのように行っているのか。

A 現在、スタッフは約650人いる状況である。社会福祉法人であるため業務が安定していることもあると思うが、就労希望者自体が多い状況である。主な内訳としては、卒園児やその父母・シングルマザー等となっている。子供が施設に帰ってきたときに、その施設に親がいなくても、同じ法人内にいるということは、子供にとって安心につながると考えている。働きながら障害児の支援をすることが、法人内でロールモデルとなっている。

Q グループホームが多いが、地域との関わりはどのようにしているのか。

A グループホームについては、整備する際、地域から反対を受けたこともあった。そのため、グループホームの職員が地域行事に参加するなどして、交流を深めることが一番大切であると考えている。実際にそうした交流を行った結果、現在は3つの町内会の役員になっているほか、地域のレクリエーションにも積極的に関わらせてもらっている。

Q 法人の財源はどのような内訳か。また、寄附などはあるのか。

A 財源のほとんどは国の補助金となっており、寄附金は少ないのが実態である。ただ、公益財団法人日本財団が先進的な取組に対して寄附を行ってくれており、重要な財源となっている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(西尾記念ビルにて)